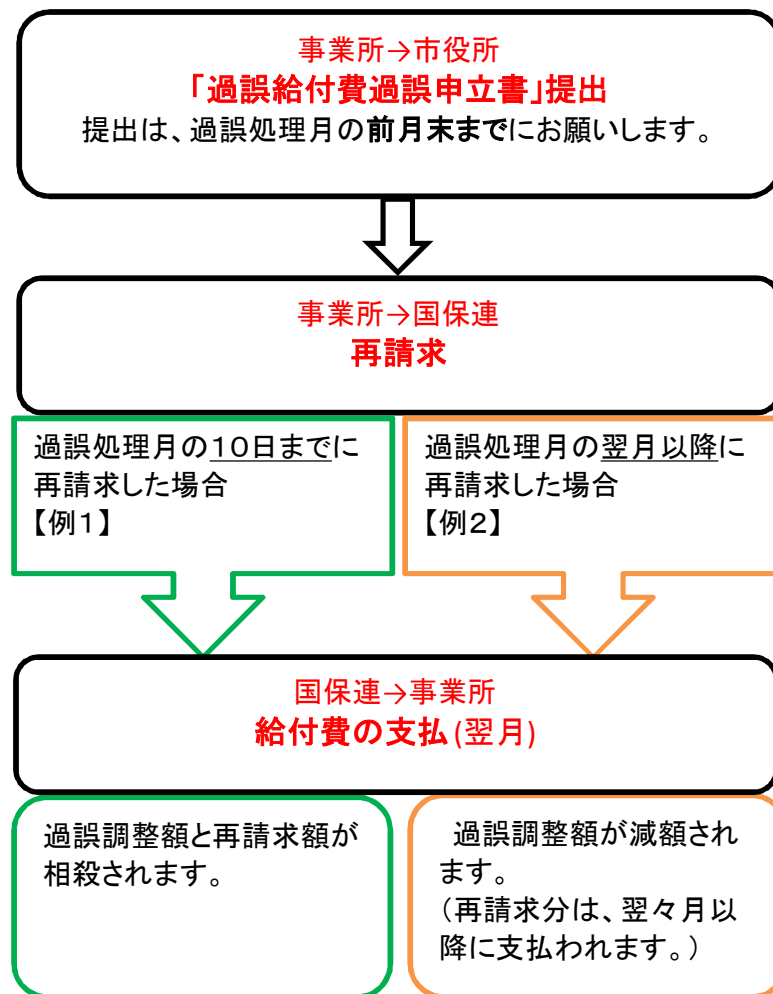


■ 過誤処理のながれ

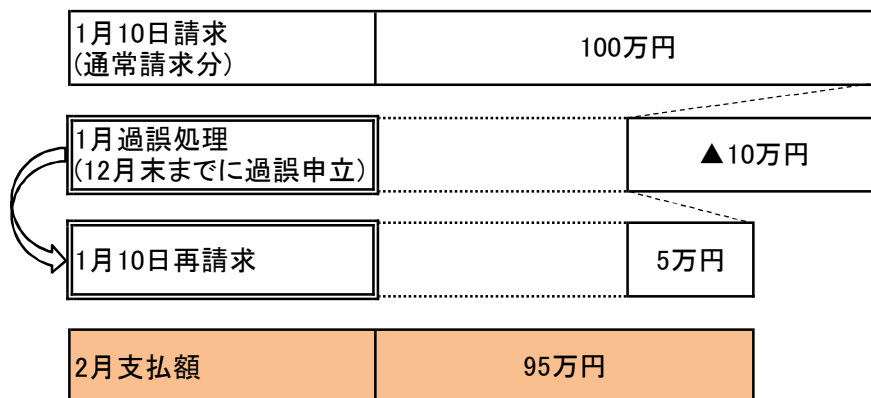


- 返戻・保留等がなく、順調に請求及び支払が国保連で処理された場合の流れになります。
- 月末締めで收受した過誤申立書は、全て翌月の過誤処理分として扱います。翌々月以降の過誤処理として扱う必要がある場合は、過誤申立書の提出時に、お申し出ください。

【注意】

請求誤り等で、支払額が過誤調整額を下回った場合は、国保連が発行する納入通知書により、差額分を支払うこととなりますので、ご注意ください。

【例1】 1月に▲10万円の過誤処理を行い、同月の10日までに5万円の再請求を行った場合



【例2】 1月に▲10万円の過誤処理を行い、同月の10日までに再請求は行わずに、翌月の10日までに5万円の再請求を行った場合

